

海外募集型企画旅行ご旅行条件書

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行

(1) この旅行は、以下の各社のうちホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

- (株) J T B（東京都品川区東品川 2-3-11 観光庁長官登録旅行業第 64 号）
- (株) J T Bガイアレック（東京都品川区東品川 2-3-11 観光庁長官登録旅行業第 712 号）
- 沖縄 J T B（株）（沖縄県那覇市旭町 112-1 観光庁長官登録旅行業第 1492 号）
- (株) J T Bグローバルマーケティング&トラベル（東京都品川区東品川 2-3-14 観光庁長官登録旅行業第 1723 号）
- (株) J T Bビジネスインバータース（東京都港区港南 1-6-31 観光庁長官登録旅行業第 1776 号）
- (株) J T Bビジネストラベルソリューションズ（東京都江東区豊洲 5-6-52 観光庁長官登録旅行業第 1571 号）

(2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。または当社ホームページからご覧いただけます。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1) 当社又は「受託販売権」に記載された当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にて必要事項をお申し出のうえ、次に定める申込金を添えてお申込みいただけます。なお、申込金の額は、原則として旅行代金の 20%以内となります。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

旅行代金	申込金（おとり）	
	出発日の前日から起算してさかのぼって 60 日目にあたる日まで	出発日の前日から起算してさかのぼって 61 日目以前
50 万円以上	10 万円以上旅行代金まで	10 万円以上旅行代金の 20%以内
30 万円以上 50 万円未満	5 万円以上旅行代金まで	5 万円以上旅行代金の 20%以内
20 万円以上 30 万円未満	4 万円以上旅行代金まで	4 万円以上旅行代金の 20%以内
15 万円以上 20 万円未満	3 万円以上旅行代金まで	3 万円以上旅行代金の 20%以内
10 万円以上 15 万円未満	2 万円以上旅行代金まで	2 万円以上旅行代金の 20%以内
10 万円未満	旅行代金の 20%以上旅行代金まで	旅行代金の 20%

(2) ①当社らは電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 3 日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います。②お客様が旅行予約サイトで予約・店舗でお支払いする方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 2 日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。

③お客様が、旅行予約サイトで予約・決済を行う方法を選択した場合、第 25 項の通信契約による旅行条件を適用し、第 25 項(3)の定めにより契約が成立します。

(3) 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)①により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ、及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合でも、通信契約によって契約を成立させるときは、第 25 項(3)の定めにより契約が成立します。

- (4) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社らが指定する日までには構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第 29 項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7) 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。

- (1) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただけます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- (2) 当社らは、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- (3) 旅行契約は、当社らが前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当社らは、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (5) 当社らは、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

4. お申し込み条件

- (1) 18 才未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別・年齢・資格・技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) お客様が当社に対し暴力団員又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）、あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。
- (7) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更することがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきます。なおお客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (9) 当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として 1 週間以内にご連絡いたします。
- (10) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (11) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (12) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ・パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算しておのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、郵送、電子メール等でお渡しし他、インターネットを利用したアプリ等でご案内することがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 60 日目にあたる日以降、21 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第 25 項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無しで旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第 15 項に規定する取消料・違約料、第 10 項に規定されている追加代金及び第 14 項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様がお申し込みがない限り、お客様の旅行日といたします。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第 3 - 1 項の「申込金」、第 15 項(1)の①の「取消料」、第 15 項(1)の②の「違約料」、及び第 24 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります。】を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースがあり、ホームページ・パンフレット等に明示します。）
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所／旅行日程に「お客様負担」と表記している場合を除きます。）
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（ホームページ・パンフレット等特に別途記載がない限り 2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を基準とします。）
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- (6) 航空機による手荷物の運搬料金
航空会社の定める無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金（ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料にに伴い一部含まれない場合もございます。）
- (7) 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります。）
但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
- (8) 添乗員同行コースの同行費用
上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
- (9) 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ
該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徴収および返金はいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
- (2) 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等および前項(6)における航空会社の定める手荷物の有料分。
- (3) グリーニング代、電話代、ホテルレストラン従業員等へのチップ、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (4) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）
- (5) 希望者のみが参加するオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (6) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。（前項(9)のコースの燃油サーチャージは除きます。）
- (7) 旅行日程に明示した国・都市において、現地で直接徴収される宿泊等の税金・諸税、およびリゾートフィー等ホテルが独自に課金する追加費用（新設されたものを含む。ただし、当該宿泊税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
- (8) 日本国内の空港施設使用料等
- (9) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (10) 旅行日程中の国際観光旅客税、空港税等（ただし、国際観光旅客税、空港税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
- (11) 特別な配慮・処置に要した費用
- (12) インターネットを通じたサービス提供による通信料

10. 追加代金と割引代金

- (1) 第 7 項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）
 - ① お 1 人部屋を使用される場合の追加代金。
 - ② ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
 - ③ 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
 - ④ ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
 - ⑤ ホームページ・パンフレット等で当社が「F・C・プレミアムエコミークラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に必要な運賃差額。
 - ⑥ 国内線特別代金プラン
 - ⑦ その他ホームページ・パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの（ストリートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレット等に記載した場合の追加代金等）。
- (2) 第 7 項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割り引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。）
 - ① ホームページ・パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1 つの部屋に 3 人以上が宿泊することを条件に設定した 1 人あたりの割引代金。
 - ② ホームページ・パンフレット等で当社が「早期〇日前割引」と称するもの。
 - ③ その他ホームページ・パンフレット等で「〇〇〇割引代金」と称するもの。

11. 旅券・査証について

- (1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ・パンフレット等又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

- (1) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。
- (2) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、ホームページ・パンフレット等特に記載ある場合を除き、IT 運賃（包括旅行用運賃）を適用しているため、当社が予約・発売済み航空便の全区間を利用することが条件となっています。お客様の都合により便路もしくは一部区間の便に搭乗されなかった場合は、航空会社の運賃条件・規定に基づき、片道普通運賃等を請求させていただくことがあります。

13. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
 - (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
 - (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなれるときは、本項(1)の定めるところより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
 - (4) 第 12 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
 - (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として 11,000 円（消費税込）をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。また利用運送機関・宿泊機関・観光施設等の再予約に伴い追加費用が発生する場合、その金額を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、「ルック JTB MySTYLE」に「ユナイテッドホテル」については、お客様の交替を受け付けておません。その他、利用運送機関・宿泊機関・観光施設等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1) 旅行開始前
 - ① お客様の解除権
ア、お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
注）貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約、旅行日程中に 3 泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約、および「夢の休日」など別途ご案内する募集型企画旅行契約の場合は、ホームページ、パンフレットに明示している金額を取消料として申し受けます。

日程表・説明書面に PEX 運賃を利用している旨の記載がない旅行

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目にあたる日以降～31 日目にあたる日まで	旅行代金の 10%（10 万円を上限）	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降～15 日目にあたる日まで	旅行代金が 50 万円以上：10 万円 旅行代金が 30 万円以上 50 万円未満：5 万円 旅行代金が 15 万円以上 30 万円未満：3 万円 旅行代金が 10 万円以上 15 万円未満：2 万円 旅行代金が 10 万円未満：旅行代金の 20%	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目にあたる日以降～3 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の 50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の 100%	

日程表・説明書面に PEX 運賃を利用している旨の記載がある旅行

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行契約の締結時から旅行開始の前日から起算してさかのぼって 41 日目にあたる日まで	航空券取消料等の金額	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目にあたる日以降～31 日目にあたる日まで	旅行代金の 10%（10 万円を上限） または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	航空券取消料等の金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降～15 日目にあたる日まで	旅行代金が 50 万円以上：10 万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が 30 万円以上 50 万円未満：5 万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が 15 万円以上 30 万円未満：3 万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が 10 万円以上 15 万円未満：2 万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が 10 万円未満：旅行代金の 20%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目にあたる日以降～3 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の 50%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の 100%	

- イ、お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 24 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - b. 第 13 項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d. 当社らがお客様に対し、第 5 項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- ウ、当社は本項(1)の①のイにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の①のイにより、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。
- エ、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。
- オ、お客様の都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、所定の取消料を收受します。

- カ、当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を収受します。
- ② 当社の解除権
- ア、お客様が第6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われなときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①のAに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ、次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
1. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
2. お客様が第4 項の3)から5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
3. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
4. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
5. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
6. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 33 日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいします。
7. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいとき。
8. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
9. 上記 8 の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。（但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合の取消料については、本項(1)の①のEに拠ります。）
10. 上記 8 の一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用する場合、ならびにチャーター便を利用する場合において、航空会社による関係国政府の許可認可の取得ができないことにより運送サービスが中止されたとき。
- ウ、当社は本項(1)の②のAにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(1)の②のEにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。
- (2) 旅行開始後の解除
- ① お客様の解除・払い戻し
- ア、お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ、旅行開始後であっても、お客様の真に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ウ、本項(2)の①のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の真に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- ② 当社の解除・払い戻し
- ア、旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
1. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
2. お客様が第4 項の3)から5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
3. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者に係る当社の指示への遅滞、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
4. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
5. 上記 4 の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。
- イ、解除の効果及び払い戻し
- 本項(2)の②のAに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- ウ、本項(2)の②のA、d により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- エ、当社が本項(2)の②のイの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとしす。

16. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、「第 13 項の2(3)5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前 15 項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第 20 項（当社の責任）又は第 22 項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

- (1) 旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な処置を講じること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるように努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

18. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動したときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

19. 添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はホームページ・パンフレット等に明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までいたします。また労働基準法のため航空機乗務員、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。
- (5) 本項(1)の規定に関わらず、当社の関与し得ない事由による日程変更が生じ、かつ旅程管理上やむを得ない場合においては、一部添乗員が同行しない区間が発生することがございます。

20. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に示すような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害 ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ④官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒 ⑦盗難 ⑧運送機関の遅延・不運・スケジュール変更・経路変更などはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して 21 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が支払う賠償額はお 1 人あたり最高 15 万円まで（当社に故障又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。
- (4) 航空運送約款または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約（重複予約）をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。
- (5) 手配代付料は、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の手配を当社に代わって手配する者をいします。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

21. 特別補償

- (1) 当社は本項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（2500 万円）・後遺障害補償金（2500 万円を上限）・入院見舞金（4 万円～40 万円）及び通院見舞金（2 万円～10 万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物 1 個又は 1 対あたり 10 万円を上限、1 募集型企画旅行お客様 1 名あたり 15 万円を上限とします。）を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われな日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等による、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、ユッケン、ボブスレー、スノアイディン、ハングライダー・搭乗、超経歴動力機（モーターボート・グライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重なて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。なお傷害の程度、その原因となった事故の概要等については、当社に対し、事故の日から 30 日以内に報告しなければなりません。

22. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面に記載したときは、旅行地において遅やがにその旨を添乗員、幹役員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の真に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

23. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプションツアー」といいます。）の第 21 項（特別補償）の適用については、当社は、たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、ホームページ・パンフレット等でご企画；当社に明示します。
- (2) オプションツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をホームページ・パンフレット等で明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第 21 項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。（但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット等又は確定書面に記載した場合を除きます。）。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地支令に従います。
- (3) 当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第 21 項の特別補償規程は適用します。（但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。）。が、それ以外の責任を負いません。

24. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。）は第 7 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし当該変更について当社に第 20 項(1)の規定に基づく責任が発生することがない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（いわゆるオーバーブッキング）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
- ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ、戦乱 ウ、暴動 エ、官公署の命令 オ、欠航、不運、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

- ② 第 15 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③ ホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社が①との旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 7 項で定める「旅行代金」に 15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はお客様のご同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額＝1 件につき下記の率×旅行代金		
当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
①ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0%	2.0%
⑧ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ、パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注 1：ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

注 2：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注 3：1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他の旅行サービスの場合 1 該当事項毎に 1 件とします。

注 4：④の⑧に掲げる変更が 1 乗車船又は 1 泊中での複数生じた場合であっても、1 乗車船又は 1 泊につき 1 変更として取り扱います。

注 5：④⑤⑥に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 6：④運送機関の会社名の変更、⑤宿泊機関の名称の変更については、1 乗車船又は 1 泊につき 1 変更として取り扱います。

注 7：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 8：⑦宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

25. 通信契約による旅行条件

当社は、当社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申し込みを受け入れる場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。（受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。）

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいします。
- (2) 申し込みの際に、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (4) 当社等は提携会社のカードにより所定の店員への会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット等」に記載する金額の旅行代金」又は「第 15 項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して 7 日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は 30 日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払ひいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は、第 15 項(1)の①Aの取消料と同額の違約料を申し受けます。

26. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお送りいたします。また、「外務省海外安全ホームページ：http://www.anzen.mofa.go.jp/」でもご確認ください。なお、契約後出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。機力お客様にはその旨ご案内しますが、都合によりご案内できない場合に備えま

つ、ご出発に際し、お客様ご自身で海外安全ホームページをご確認ください。

また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ」https://www.ezairyumofa.go.jp/tabireg/へのご登録をお勧めします。

27. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：http://www.forth.go.jp/」でご確認ください。

28. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償が得られた場合であっても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらの治療費、移送費、または死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。また、お客様のご都合により募集型企画旅行を解除される場合は、解除の時期によって、取消料をお支払いいただくことがあります。旅行契約の事由によっては、保険（特約）が適用される場合もありますので、本旅行の申込と一緒に旅行変更費用担保特約に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

29. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報取得いたします。 お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合でも、お客様の連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きが取れない場合、お客様の申込、ご依頼をお引き受けできないことがあります。
- (2) 当社は、前項より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込いただいた旅行において旅行サービスの依頼及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、旅行の安全確保に必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第 5 項の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、官公署、土産品店（いずれも海外移転を含みます。）に対し、前項より取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め必要の方法等で送付することにより提供いたします。また、一部のコースにおいて、観光庁の「ツアーセーフティネット」（緊急時においてお客様の安全確認等の連絡のための海外安全情報プラットフォーム）にお客様の登録するために必要な範囲で観光庁等に対し電磁的方法などにより提供いたします。その他、当社は、前項より取得した個人情報及び当社のサイト閲覧履歴、購買履歴並びに当社提供アプリ利用時の行動履歴などの個人情報、④当社ら及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ⑤旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い ⑥アンケートのお願い ⑦特典サービスの提供 ⑧統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

- (3) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社らに提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 当社は、手配代付業務、旅行運送業務等の旅程管理業務及び空港等でのあつ旅サービス業務等において、本項(1)より取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を第三者（海外移転を含みます。）へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- (5) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス又はメールアドレスはメールアドレスは必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人情報の開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、「株式会社 JTБ ホームページ（http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/）」をご参照ください。
- (6) 当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。
- (7) 当社が上記第 2 号、第 4 号においてお客様の個人データを海外移転する先の外国の法制度については、株式会社 JTБ のホームページ（https://www.jtb.co.jp/privacy/）をご参照ください。
- (8) 当社が上記第 2 号においてお客様の個人データを海外移転する先の事業者は、原則として OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を講じていますが、措置の一部が講じられていない場合は、個別の取引条件説明書面においてその旨及びその内容について情報提供します。

30. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

31. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等にて確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。また、税関手続きの状況、航空機の遅延などによる乗継時間の短縮などの理由により免税手続きが出来ないことがあります。その場合でも当社はその責任を負いません。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) ごծめ代金は、旅行開始日の当日を基準に満 2 ヶ月以上～12 ヶ月未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満 2 才未満で航空座席及び客室におけるベッドを専用して使用しない方に適用します。
- (5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、日本発着のものについてはホームページ・パンフレット表紙等に記載している発着空港を出发（集合）してから、当該空港に到着（解散）するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所集合してから、海外での解散場所まで解散するまでとなります。
- (6) 日本国内の空港等から、本項(5)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (7) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第 20 項(1)及び第 24 項(1)の責任を負いません。
- (8) お客様のローマ字氏名をお申し出またはご記入される際は、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りとお願いいたします。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要となります。この場合、当社は、お客様の交際の諸条件に準じて、第 14 項のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除したく場合もありま
- この場合には第 15 項の当社所定の取消料をいただきます。
- (9) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品は、ホームページ・パンフレット等に特に記載のある場合を除き、原則として航空座席の指定・並び席および客室の眺望・階数指定等を承ることはできません。

株式会社JTБ ビジネスソリューション事業本部
第二事業部 営業第二課
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング6階 〒163-0426
T E L：03-5909-8102
F A X：03-5909-8110

総合旅行業務取扱管理者： 井上祐希
観光庁長官登録旅行業第64号
日本旅行業協会正会員